○狛江市立図書館協議会規則

昭和52年４月１日教育委員会規則第６号

改正

平成12年３月８日教委規則第８号

平成19年２月15日教委規則第４号

平成20年３月７日教委規則第６号

平成24年３月30日教委規則第４号

狛江市立図書館協議会規則

（目的）

第１条　この規則は、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、狛江市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、狛江市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応ずる。

２　協議会は、図書館のおこなう図書館奉仕について、館長に対し意見を述べることができる。

（構成）

第３条　条例第３条第２項に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　学校教育関係者　２人以内

（２）　社会教育関係者　２人以内

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者　２人以内

（４）　学識経験のある者　２人以内

（５）　公募による者　２人以内

（委員長及び副委員長）

第４条　協議会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長及び副委員長の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、委員長が招集する。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第６条　協議会の事務は、図書館をして処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

付　則

この規則は、昭和52年４月１日から施行する。

付　則（平成12年３月８日教委規則第８号）

（施行期日）

1　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この改正規則の施行の際、現に改正前の規則第３条の規定により狛江市立図書館協議会の委員に任命されている者は、この改正後の規則第３条の規定により協議会の委員に任命されたものとみなす。

付　則（平成19年２月15日教委規則第４号）

1　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

2　委員の募集、その他この規則を施行するために必要な準備行為については、この規則の施行前にも行うことができる。

付　則（平成20年３月７日教委規則第６号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成24年３月30日教委規則第４号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。